

第 7 8 回関西茶品評会出品茶入札販売規程

- 1 第 7 8 回関西茶品評会の出品茶はすべてこの規程により入札販売に付する。
- 2 入札販売は第 7 8 回関西茶業振興大会三重県大会事務局（以下「事務局」という。）の総括のもとに行い、実施期日及び場所は次のとおりとする。
 - (1) 日時 令和 8 年 9 月 3 日（木）
午前 9 時から午後 4 時まで
 - (2) 場所 鈴鹿農業協同組合 大会議室（5 階）
(住所) 〒513-8650 三重県鈴鹿市地子町1268
(電話) 059-384-1163（営農部）
- 3 出品者は、販売希望価格を指定することができない。
- 4 各府県または団体は、出品茶入札参加予定者を別紙様式 7 により取りまとめ、令和 8 年 8 月 1 2 日（水）までに会長に報告するものとする。
- 5 入札販売会参加資格者については、以下のとおりとする。ただし、共催府県及び関係各府県における茶業団体が認めるものについては、この限りではない。
 - (1) 共催各府県における茶事業者・生産者の団体
 - (2) 全国茶商工業協同組合連合会に所属する団体における茶事業者
 - (3) その他大会長が認めるもの
- 6 入札に関する茶の量目は、事務局において表示した重量によるものとする。
- 7 入札者は、陳列した見本茶を縦覧鑑定のうえ、所定の入札用紙に入札しようとする茶種、入札番号、税抜単価及び入札者名を明記し、事務局が別に定める入札締切時刻までに入札箱に投函するものとする。ただし、同一茶については、再度高価入札することは妨げない。
- 8 入札所定時刻を過ぎた後の入札または入札の取り消しはできない。
- 9 入札書の開票は、投函締め切り後速やかに行い、落札結果を入札者に公開する。また、落札結果は第 7 8 回関西茶業振興大会褒賞授与式の式典資料として配付する。
- 10 落札は、入札単価の最高のものとする。なお、落札に該当する最高入札単価が複数の場合は、事務局が抽選により落札者を決定する。
- 11 落札者は、落札を辞退し、または拒否することはできない。
- 12 落札者は、販売会場において落札した茶の売買契約を締結するものとする。なお、売買契約は、事務局の発行する落札茶の種類、数量及び金額等を記入した落札茶代金請求（精算）計算書（以下「計算書」という。）をもって売買契約書に代えるものとする。

- 13 落札単価（税抜き価格）に販売量目を乗じた額を落札金額とする。ただし、1円未満の額が生じた場合はその額を切り捨てる。
- 14 事務局は落札茶1点につき落札金額に3%を乗じた額を入札販売手数料として落札者から徴収する。ただし、1円未満の額が生じた場合はその額を切り捨てる。
- 15 落札者は、落札金額に消費税を上乗せした金額と入札販売手数料（落札金額の3%）を加えた金額を、茶代金として事務局が発行する計算書に基づき、事務局の指定する金融機関に振込送金により納付するものとする。なお、振込手数料は、落札者の負担とする。
- 16 事務局は落札茶1点につき落札金額に消費税を上乗せし、取扱手数料として落札金額の3%を控除して出品者に支払う。ただし、1円未満の額が生じた場合はその額を切り捨てる。
- 17 落札した茶は、事務局の発行する計算書の起算日より20日以内に茶代金を事務局の指定する金融機関に振り込みのうえ、出品茶保管場所から引き取るものとする。
- 18 茶代金を所定の機関に完納せず、またはこの規定を遵守しないときは、当該売買契約を解除し次の処分を行う。
 - (1) 違反者の公表
 - (2) 次回からの関西茶品評会入札販売会参加資格の剥奪
- 19 入札販売で落札した茶を保管場所から引き取るために要する運賃等は、すべて買受人の負担とする。なお、落札茶の送付先が入札者の住所と異なる場合は、別紙様式8により落札茶の送付先を記入のうえ、4の入札参加予定者の報告に併せて事務局に提出する。
- 20 販売された茶代金が、買受人より事務局に納付され所定の整理が完了したときは、速やかに当該茶代金を関係府県が指定する金融機関を経由して、出品者に支払うものとする。
- 21 この規程に定めるもののほか、必要な事項は大会長が別に定める。